

家電4品目

(特定家庭用機器)

エアコン
(室外機含む)

テレビ
(ブラウン管式)

冷蔵庫
冷凍庫

洗濯機

家電4品目は、ごみの減量や資源の有効利用を図るため、平成13年4月に施行された家電リサイクル法に基づき、製造メーカーによりリサイクルされますので、販売店に引き渡してください。

買い替えの場合

買い替えをする販売店に費用(リサイクル料金+収集運搬料金)を支払って引き渡してください。

廃棄する場合

購入した販売店に費用(リサイクル料金+収集運搬料金)を支払って引き渡してください。

品目	リサイクル料金 (消費税込)	収集運搬料金
エアコン	3,150円	家電販売店が 店頭公表する額
テレビ(ブラウン管式)	2,835円	
冷蔵庫・冷凍庫	4,830円	
洗濯機	2,520円	

※リサイクル料金は製造業者等によって異なる場合があります。

お問い合わせは…

家電リサイクル券センター ☎0120-319640 (午前9時～午後5時、日・祝日休み)

ホームページは検索サイトから

家電リサイクル券センター

検索

販売店への引き渡しができない場合は…

市が販売店に代わって引き取り、メーカーに引き渡します。

事前にメーカー名を確認のうえ、郵便局にある専用の払込取扱票でリサイクル料金を支払い(振込手数料が必要)、家電リサイクル券を受け取ってください。

そのあと、**自宅回収の場合** 粗大ごみ受付事務所に申し込む。(別に粗大ごみ収集シールで収集運搬手数料が1,500円/1品かかります。)

持ち込みの場合 家電リサイクル券を持って直接粗大ごみ受入施設に持ち込む。(別に現金で運搬手数料が1,000円/1品かかります。)

お問い合わせは…粗大ごみ受付事務所 ☎042-774-9933

パソコン



すべてのパソコンをリサイクル!
市では取り扱いません

資源有効利用促進法により、家庭用パソコンは製造メーカー等が回収・リサイクルしています。不要になったパソコンはメーカー等に連絡し、引き渡してください。

※平成15年9月以前に販売されたパソコンは、リサイクル料金が必要となります。

リサイクル対象品	デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶・CRTディスプレイ(一体型を含む)
リサイクル料金(回収再資源化料金)	3,150円～9,450円(消費税込)

※リサイクル料金はメーカー等によって異なる場合があります。

回収の申し込みおよび問い合わせ先

●メーカーがわかっている場合▶▶各メーカーの「PCリサイクル受付窓口」

※メーカーがわからない場合は、購入した販売店に問い合わせてください。

※「PCリサイクル受付窓口」は、パソコン3R推進センターでも確認できます。

●回収するメーカーがない場合・PCリサイクルについて▶▶有限責任中間法人 パソコン3R推進センター

☎03-5282-7685 (月～金 午前9時～正午/午後1時～午後5時) ホームページは検索サイトから

パソコン3R推進センター

検索



PCリサイクルマーク
平成15年10月1日以降に
販売されるパソコンに貼
られており、廃棄時の
リサイクル料金は不要です。

自動二輪車

(原動機付自転車を含む)

国内の二輪車メーカー4社と輸入事業者12社による、オートバイ、
原動機付自転車のリサイクルシステムが行われています。
市では取り扱いません

平成16年10月1日以降に「リ
サイクルマーク」
を貼付して販売
されたもの



上記以外のもの

リサイクル料金の支払い

「廃棄二輪車取扱店」または「指定引取窓口」備え付
けの専用払い込み票にて郵便局でお支払いください。

4,120円～6,800円(消費税込)

「廃棄二輪車取扱店」または
「指定引取窓口」に引き渡す
※「廃棄二輪車取扱店」に
引き渡すときは、「収集・
運搬料金」が必要になる
場合があります。



廃棄二輪車取扱店ステッカー

※システム参加事業者…本田技研工業(株)、ヤマハ発動機(株)、スズキ(株)、川崎重工業(株)、(株)成川商会、(株)MV AGUSTA JAPAN、Piaggio Group Japan(有)、
(株)福田モーター商会、(株)キムコ・ジャパン、(株)プレストコーポレーション、(株)ブライト、ドゥカティジャパン(株)、
ビー・エム・ダブリュー(株)、トライアンフ・ジャパン(株)、(株)エムズ商会、伊藤忠オートモービル(株)

お問い合わせは…販売店または二輪車リサイクルコールセンター(自動車リサイクル促進センター)

☎03-3598-8075 (午前9時30分～午後5時、土・日・祝日・年末年始等は休み)

ホームページは検索サイトから

二輪車リサイクル

検索



二輪車(オートバイ)リサイクル

平成16年10月1日から国内二輪車メーカー・輸入事業者による廃棄二輪車(オートバイ)を適切にリサイクル・処理を行う自主取組み(二輪車リサイクルシステム)が始まりました。

このシステムでは、二輪車ユーザーから二輪車の販売店(廃棄二輪車取扱店)や指定引取窓口を通じて廃棄二輪車を集め、リサイクル施設にて適切にリサイクル・処理するものです。

二輪車の廃棄についてこのシステムを利用しなくてはならないといった強制力はありませんが、このシステムは廃棄二輪車の適切なリサイクル・処理を目的として実施する取組みですので、なるべくこのシステムを利用して廃棄をしていただきますようお願いいたします。

ただし、このシステムに参加していないメーカーの廃棄二輪車であるといった理由などにより、このシステムを利用できない場合もありますので、その場合には販売店と相談の上、従前の方法(販売店等を通じて廃棄物処分業者で処分する方法)で廃棄していただきますようお願いいたします。

また、二輪車を廃棄しようとする時は、本システム開始前の既販車にはリサイクル料金の支払いが必要です。本システム開始後の二輪車にはメーカー希望小売価格にリサイクル料金が含まれ、リサイクルマークが貼付されるため、該当する二輪車を廃棄する時にはリサイクル料金を支払う必要はありません。

なお、廃棄二輪車取扱店に廃棄二輪車を引き渡す場合、運搬料金の支払いが必要となります。

二輪車リサイクルシステムの流れ

引取対象車両

参加事業者及び料金

二輪車リサイクルシステムの手続きの流れ

二輪車リサイクルシステムについてのお問合せ先

廃棄二輪車の引取りを行う廃棄二輪車取扱店・指定引取窓口やお支払いが必要になる費用等のシステムの詳細については、二輪車リサイクルコールセンターまでお問い合わせください。

二輪車リサイクルコールセンター 電話：(03)3598-8075 受付時間：9:30～17:00(土・日・祝日は除く)
--

リンク

[財団法人自動車リサイクル促進センター](#) 

お問い合わせ先

浜松市役所環境部産業廃棄物対策課

- 〒432-8550 浜松市中区鶴江二丁目11-2
- Tel: 053-453-6110・Fax: 053-453-6001
- E-Mail: sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

当サイトに関するみなさまのご意見をお聞かせください

○質問1: このページの情報は役に立ちましたか？

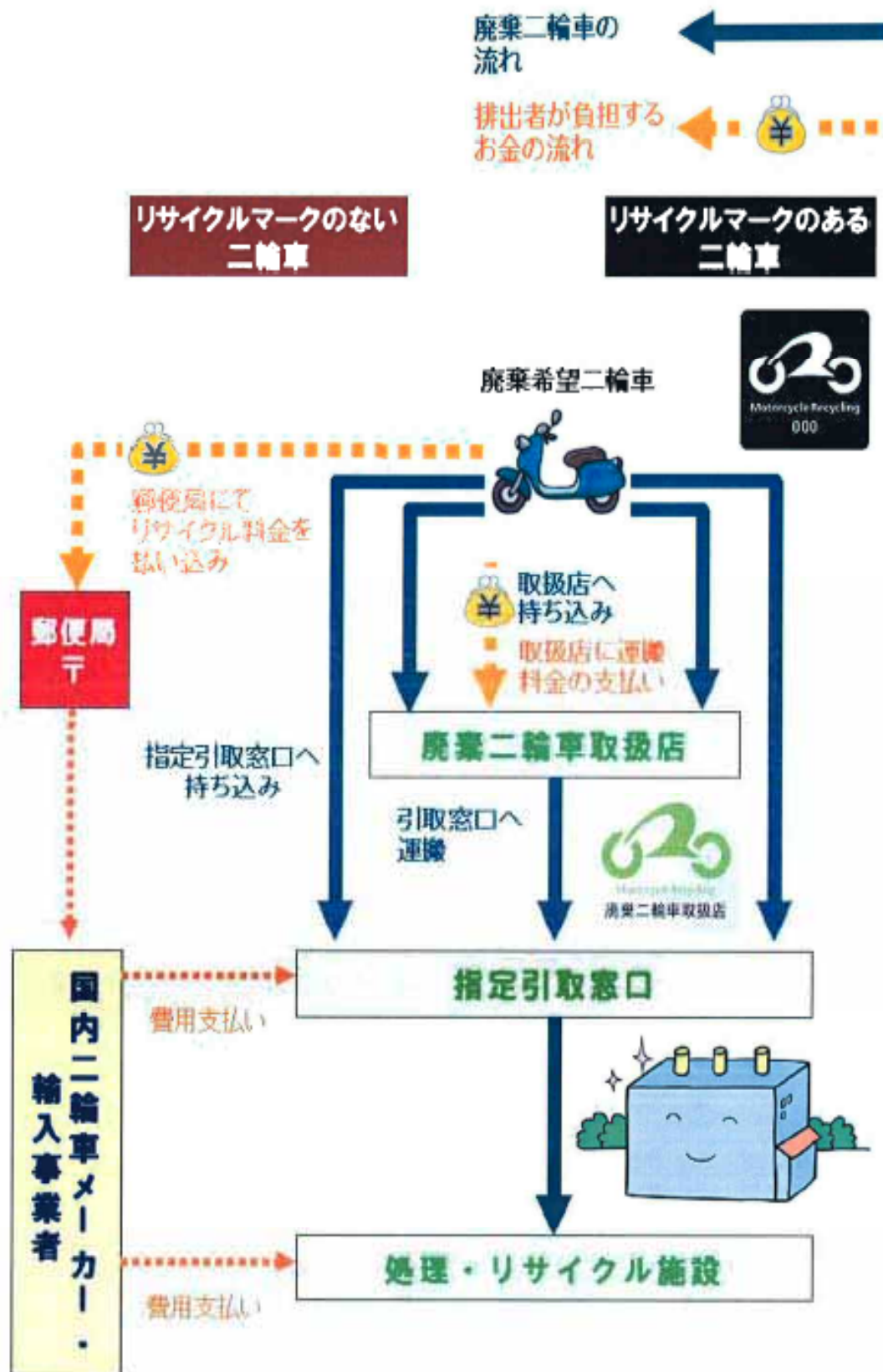
- ☒ 役に立った
- ☐ ふつう
- ☐ 役に立たなかった

○質問2: このページの情報は見つけやすかったですか？

- ☒ 見つけやすかった
- ☐ ふつう

二輪車（オートバイ）リサイクル

二輪車（オートバイ）リサイクルシステムの流れ





二輪車(オートバイ)リサイクル

引取対象車両

本システムに参加するメーカー等(国内二輪車メーカー4社・輸入事業者12社)のオートバイ、原動機つき自転車
[参加事業者はこちら](#)

※引取対象ではないもの

通常の自転車、バッテリー付き自転車、サイドカー(側車)、バギー車(ATV)、電動車いす、電動キックボード、ミニカー等

二輪車(オートバイ)リサイクルシステムの手続きの流れ

1 二輪車を廃棄しようとする時は、その二輪車が引取対象車両であるか確認をしてください。

確認の仕方その1

二輪車の車体にリサイクルマークが付いている。(シート下の部品や車体ナンバーの近くを調べてください。)

二輪車リサイクルマーク



確認の仕方その2

二輪車リサイクルマークが見当たらない場合、二輪車リサイクル自主取組みの対象となる車両かどうか確認するため、廃棄二輪車取扱店(オートバイ販売店等で右のステッカーが掲示されている店)または二輪車リサイクルコールセンター(電話: (03)3598-8075 受付時間: 9:30~17:00(土・日・祝日は除く))にご相談ください

廃棄二輪車取扱店の掲示



2 廃棄しようとする二輪車を廃棄二輪車取扱店または指定引取窓口へ持込みます。

●二輪車リサイクルマークが付いている二輪車の場合

※ 二輪車を廃棄二輪車取扱店に引き渡す場合には、**廃棄二輪車取扱店から指定引取窓口までの収集運搬料金を支払う必要**があります。

※ 廃車時にはナンバープレートの返納等の手続きが必要になります。

●二輪車リサイクルマークが無い二輪車の場合

1 廃棄二輪車取扱店または指定引取窓口へ備え付けの払込票で、二輪車リサイクル料金を郵便局で払い込みます。

2 払込票の控とともに廃棄二輪車を廃棄二輪車取扱店または指定引取窓口へ引き渡してください。

※ 二輪車を廃棄二輪車取扱店に引き渡す場合には、**廃棄二輪車取扱店から指定引取窓口までの収集運搬料金を支払う必要**があります。

※ 廃車時にはナンバープレートの返納等の手続きが必要になります。

[◀トップページへ](#)

お問い合わせ先

浜松市役所環境部産業廃棄物対策課

- 〒432-8550 浜松市中区鶴江二丁目11-2
- Tel: 053-453-6110・Fax: 053-453-6001
- E-Mail: sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp